令和5年3月27日

シルバー保険事業室だより

シルバー会員が自転車搭乗中、通勤経路途上の賠償事故や私生活時間の加害事故が発生しています。いずれもシルバー賠償保険は対象外です。

- **通勤経路途上は「業務遂行中」ではないため、シルバー賠償保険の補償対象外となります。**　（※ただし、シルバー傷害保険は通勤経路途上も補償されます。）
- **自転車利用事故では、被害者になることも、加害者になることもあります！**
- **加害者になった場合に備え、自転車賠償保険等の加入状況を確認してください。以下のとおり、高額な賠償判決が出ています。**
- **会員に対する注意喚起・声かけをお願いします。**

賠償額	裁判所	判決日	被害者	被害内容	加害者/過失
4,746万円	東京	平成26年1月28日	女性75歳	歩行者 死亡	男性 信号無視
9,521万円	神戸	平成25年7月4日	女性62歳	歩行者 後遺障害	小学生（11歳） 無灯火
9,266万円	東京	平成20年6月5日	男性24歳	自転車運転 後遺障害	男子高校生 通行違反
5,438万円	東京	平成19年4月11日	女性55歳	歩行者 死亡	男性 信号無視
6,779万円	東京	平成15年9月30日	女性38歳	歩行者 死亡	男性 交差点進行

- シルバー保険事業室では、「サイクル安心保険」を推奨しています。
- 「サイクル安心保険」は、①東京都、②損保ジャパン、③全日本交通安全協会の３者による「自転車の安全で適正な利用の促進に関する協定」（平成 30 年 1 月締結）に基づく保険商品です。
- 特長は、①加入年齢制限なし、②全日本交通安全協会の会員向け大口団体割引30%を適用した保険料、③示談交渉サービス付、④毎月２回（５日、20 日）の締切で加入の４点です。